

Ⅲ-4 変更届の提出期間

育成
認定
有期

既に届け出ている「職業訓練実施計画届」（様式第1-1号）又は「訓練実施計画届」（様式第1-2号）について、変更が生じる場合には、定められた期限までに、変更届を提出してください。

※ 定められた期限までに変更届を提出せずに、変更後の訓練等を実施した場合は、当該部分については、助成の対象とはなりませんので、ご注意ください。

※ 大臣認定を受けた雇用型訓練の計画を変更する場合、大臣認定の変更手続きが別途必要となる場合があります。詳しくは管轄の労働局・ハローワークへお問い合わせください。

① 対象労働者を追加する場合

提出期限

訓練開始日の前日まで

※受講者名を含む ※対象労働者を減らす場合は提出不要

② 「事前に届出が必要な変更事由」により変更が生じる場合

提出期限

当初計画（変更前の計画）していた訓練実施日または変更後の訓練実施日のいずれか早い方の日の前日まで

例：4月5日に計画していた訓練を4月10日に変更する場合 ⇒ 4月4日までが期限
4月5日に計画していた訓練を4月3日に変更する場合 ⇒ 4月2日までが期限

■ 事前に届出が必要な変更事由

①	訓練の実施方法
②	<通学制・同時双方向型の通信訓練の場合> 実施日時、訓練日ごとの実施内容・実施場所（事業内訓練の場合、講師名を含む）、実訓練時間数 ※ 同じ訓練日内で、訓練を実施する時間帯・実施場所を変更せずに、実施する科目の順番を入れ替える場合は、変更届の提出は不要。
③	<eラーニング・通信制の場合> 実施内容、契約期間（訓練受講可能期間）、実施場所、標準学習時間又は標準学習期間
④	<有期実習型訓練・認定実習併用職業訓練の場合> OJTカリキュラムの内容

※ 訓練開始日を1か月以上後ろ倒しとする変更を行う場合は、変更届の提出ではなく、改めて計画届を提出すること。また、訓練開始日を前倒しとする変更を行う場合は、当初計画届の提出日が、変更後の訓練開始日の1か月前までとなる必要があること。

③ 対象労働者の病気・けが、天災等のやむを得ない理由により変更が生じた場合

提出期限

変更後の訓練実施日の翌日から7日以内

※ 対象労働者や申請事業主の責めに帰すものは該当しません。

- ・ **上記①～③以外の変更は、支給申請時まで**に提出が必要ですが、ご自身で判断せず労働局にご相談ください。
- ・ OFF-JTに係る実施日時および実施場所については、訓練の性質上、複数回にわたって変更となる場合や事業主または受講者の選択により任意に決定される場合（空き状況をみて予約を取って受講するもの等）には、計画提出時に労働局長にその旨を申し出た上で、支給申請書の提出までに変更届を提出することで、都度変更届の提出を不要とします。詳しくは労働局にご相談ください。
- ・ 電子申請においては、計画届が受付されていない場合、変更届の提出ができません。計画届が受付される前に、事前に届出が必要な変更事由が生じた場合は、変更届の提出期限までに、管轄労働局長に申し出る必要があります。

変更届の提出に必要な書類		☒
①	職業訓練実施計画変更届（様式第2-1号） ※ 申請者が事業主団体等である場合、訓練実施計画変更届（様式第2-2号）	☐
②	変更内容がわかる関連書類（各種様式・添付書類）	☐
③	【天災等やむを得ない理由が生じている場合】やむを得ない理由を記した書類	☐